

平成30年度分 軽油引取税免税証(農業用)交付申請書の(仮)受付について

- 農業用免税軽油制度は、法律上、平成30年3月31日で終了することになっておりますが、制度が継続された場合に対応するため、平成30年度使用分の免税証交付申請書の集合(仮)受付を行いますので、免税証の交付を希望する方は、下記により申請手続きを行ってください。
- 制度が継続されない場合は、免税証を交付できませんが、制度が継続された場合、集合(仮)受付を行った方については、4月上旬に免税証を交付する予定です。
- 県税事務所窓口での(仮)受付は、平成30年2月23日から行いますが、その場合、集合(仮)受付を行った方よりも免税証の交付が遅くなりますので、できるだけ下記会場で申請手続きを行ってください。

●集合(仮)受付日程

地 域	期 日	時 間	会 場
旧二ツ井町 藤里町	平成30年1月25日(木)	10:00～11:30	能代市役所二ツ井町庁舎
		13:00～15:30	2F 大会議室
旧能代市内	平成30年2月20日(火) 平成30年2月21日(水)	10:00～11:30	県山本地域振興局
		13:00～15:30	3F 大会議室

●必要書類一覧表

区分	使用税者軽油証	機械購入証の明書	使用税者軽油証の申請書	誓約書	秋田県証紙(400円)	免税証交付申請書	耕作証明書	農業委員会が交付する	引取り等に係る報告書	免税証の引取り等	前年購入した軽油の納品書又は購入証明書	印鑑	未使用の免税証
新規		○	○	○	○	○	○	○				○	
更新	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続	○					○	○	○	○	○	○	○	○
書換	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○

※注意

- ① 当日は大変混み合うことが予想されますので、必ず申請書に記入しておこし下さい。原則として、受付は記入された方から行います。申請書用紙の無い方は下記お問い合わせ先に連絡して下さい。
- ② 制度が継続された場合、使用者証(厚紙)の有効期間は、使用者証の交付日から3年間となりますので、使用者証の交付年月日が平成27年12月以前である場合は更新申請が必要です。
- ③ 秋田県証紙(400円分)は免税証の交付時にいただきます。
- ④ 共同申請で、使用者の増加又は入れ替えがある場合は更新申請、使用者が脱退する場合は書換申請が必要です。なお、印鑑と耕作証明書は全員のものがが必要です。

【お問い合わせ先】 秋田県総合県税事務所課税部課税第二課 住所 秋田市山王4-1-2 TEL 018-860-3341
秋田県総合県税事務所山本支所 住所 能代市御指南町1-10 TEL 0185-52-6201

お知らせ

年末年始の窓口営業、ATMキャッシュコーナーの稼働は下記のとおりとなります。
ATMは、全国統一システムの更改により、1月6日～8日が休止日となります。(提携先ATM・ネットバンク等も休止となります。)

	12月29日(金)	12月30日(土)	12月31日(日)	1月1日(月)元旦	1月2日(火)	1月3日(水)	1月4日(木)	1月5日(金)	1月6日(土)	1月7日(日)	1月8日(月)成人の日
ATM キャッシュコーナー	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
稼働時間	8:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00			
窓 口	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×
貯金窓口営業時間	8:30～15:30						8:30～15:30	8:30～15:30			

○ 営業 × 休業

あきた白神農業協同組合

燃料課 年末年始の営業時間のお知らせ

	12月31日(日)	1月1日(月)	1月2日(火)	1月3日(水)
能代給油所	8:30	8:30～17:00	8:30	8:30
二ツ井給油所	～	休業日	～	～
藤里給油所	17:00	休業日	17:00	17:00



※年内の配達は、**12月30日(木)まで**となります。また、年明けは各給油所ともに**1月4日(水)から**となります。緊急の場合は各給油所へご連絡下さい。

